

愛媛労働基準

発行所
公益社団法人
愛媛労働基準協会
編集兼
発行人 酒井孝雄
毎月10日発行 年間購読料1,200円

<http://ehimerouki.jp/>

2025 11

No.899

しごとより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。
でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。
どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。
あなたの職場環境のこと、みんなと一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、愛媛県 過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

「過重労働解消キャンペーン」も実施します。/ 令和7年11月1日(土)に全国一斉の 過重労働解消相談ダイヤル ▶ 0120-794-713

厚生労働省 人事院 内閣府内閣人事局 総務省 文部科学省 愛媛労働基準ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」
です。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーンとして、次の取組を実施します。

- 1 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催
- 2 労使の主体的な取組の促進
- 3 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施
- 4 重点監督の実施
- 5 過重労働相談受付集中期間の設定
- 6 過重労働解消セミナーの開催(委託事業)

セミナー、シンポジウムの日程・会場
(どちらも参加は無料です。)

○過重労働解消セミナー

令和7年11月20日(木)13:30~16:00
愛媛県県民文化会館(10月号参照)

○過労死等防止対策推進シンポジウム

令和7年11月25日(火)13:30~16:00
愛媛大学南加記念ホール(松山市文京町3)

本月間の関連記事は4~5面にあります。



安全・健康・快適職場



令和7年 労働災害掲示板(県下)2025.9末現在

業種	休業件数(前年比)	死亡件数(前年比)
全産業	1,035 (+ 4)	8 (+ 1)
製造業	301 (+18)	1 (- 2)
建設業	111 (+ 1)	5 (+ 3)
運送業	111 (+ 5)	1 (± 0)
商業	121 (-26)	0 (± 0)
保健衛生業	148 (+ 6)	0 (± 0)

※休業4日以上(死亡は内数)、運送業は道路貨物のみ

(※新型コロナウイルス感染症を除く。)

目次

- お知らせ(セミナーの案内)、労働局長の両立支援事業場訪問・2
業務改善助成金の対象範囲の拡充……………3
11月は「過労死等防止啓発月間」です……………4
過労死等防止対策推進シンポジウム、愛媛労働局長要請…5
フリーランス適正化法、均等法における母性健康管理措置…6
シリーズ災害事例、ちょっと一息……………7
技能講習、特別教育等のお知らせ……………8

協会からのお知らせ

外国人労働者安全衛生管理セミナーのご案内

外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害が増加し、災害発生率も高くなっています。外国人労働者は、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、日本語の理解が不十分であることやコミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足している等の特性があり、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施等が求められます。そこで、外国人労働者を雇用する事業場を対象に、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説するセミナーを以下の要領で開催します。参加は無料ですので、是非ご利用ください。

【日時】 令和8年2月17日(火) 14:00～16:00 (13:30 から受付)

【会場】 今治建設会館 (今治市いこいの丘4-1)

【内容】 ①コミュニケーションのカギは「やさしい日本語」、②視覚的な表現方法による安全表示、③安全衛生活動 (KYT、5S) 等に参加させるときの留意点、④外国人の健康診断に当たっての注意点ほか

※内容の詳細、申込方法等は今月の折込チラシ、当協会ホームページをご参照ください。

労働局長が「治療と仕事の両立支援」事業場を訪問

9月25日、愛媛労働局は「治療と仕事の両立支援」に取り組んでいる社会福祉法人福角会 (松山市福角町) を訪問し、常盤局長が、西山裕一事務局長、長野恵理香課長と面談して、取組状況を聞いたり施設を視察して意見交換を行いました。

福角会は、昭和29年に無認可保育所を開設、同47年に社会福祉法人化、同53年に知的障がい幼児通園施設くるみ園を開設以降、各種の知的障がい者施設を展開し、現在では保育所3か所、入居型施設2か所、通所施設3か所を運営し、グループホームは170名が利用しています。

職員は総勢360名、その平均年齢は47歳 (正規職員の平均は38歳) です。定着率の向上にも取り組んでおり、3年に1回、定期的に職員の意識調査 (50項目のアンケート) を実施し、ニーズや課題等を把握して的確に対応策を講じるとともに、結果を職員にフィードバックすることで、働きやすい職場づくりを推進しています。その結果、介護業界全体に比べると離職率はかなり低いようです。



取組状況等を説明する西山事務局長(左奥)と長野課長(左手前)、説明を聞く常盤局長(右端)

両立支援の取り組みは、かつて職員が脳梗塞で4か月間休業して治療に専念し、職場復帰する際、主治医から「徐々に復帰させるように」と助言されたものの、制度が整っておらず、手探り状態だったことから、組織的な制度化が必要と考えて、制度整備に取り組んだのがきっかけでした。制度導入以来、10名が制度を利用して病気休業から職場復帰への道を辿りました。現在も5名が病気休業中ですが、制度を利用した職場復帰に向けて療養を継続しています。

両立支援制度は、当時の理事長が病気を持っていたことから理解が深かったものの、対象者を支えてフォローする周囲の職員の協力や適切な対応、また、管理職の理解が不可欠であり、定期的な研修を重ねながら周囲の理解を深めていくプロセスを経て現在に至っています。

両立支援制度が医療機関にあまり認知されていなかった頃には、事業所から医療機関（主治医）に連絡しようとしてもうまく繋がらなかったことなど、色々と苦労も多かったようです。

現場では施設利用者の身体介助等が必要で、職場復帰に当たって業務に制限があると個々の状況に応じたきめ細かな対応が必要になることから、すべての事業所に両立支援担当者を配置して、そこを窓口として人事労務担当へつなぎ、連携して対応しています。

また、両立支援ホットライン（文字通り「LINE」を利用）を設けて、時間帯を気にせず、いつでも本部担当者と連絡ができるようにしています。これは西山事務局長自身が、コロナ禍の最中にかんを告知され、3か月間入院して療養に専念した際、事業所との連絡に苦労したことがきっかけで、いつでも遠慮なく連絡ができる体制の必要性を痛感して、導入されたそうです。

西山事務局長は、制度を利用した自身の職場復帰を通じて、制度があること自体で安心して治療に専念できたので、安心して働いていただくための制度になっているとしています。

福角会では、平均47歳という職員構成上、「親の介護」世代が増加すると見込んで、今後は介護と仕事の両立にも力を入れていく方針です。育児は先が見えますが、介護はいつまで続くのか先が見えないので職員の精神的な負担も大きく、血の通った制度運用が課題になると予想されます。

常盤局長は、多くの企業では両立支援の必要性は理解しているが、どう取り組めばいいのかわからないとする中、福角会ではホームページを通して、トップの宣言、わかりやすい制度チラシ、各種規程や様式等を公開することで職員のみならず広く一般にも周知している。このアイデア、推進力は、トップの意向が背中を押しているのだろうが、人事労務担当者が中心になって熱心に推進していることがよく分かった。愛媛県内には両立支援を宣言している企業が23社あり、中でも福角会は早期に宣言した企業である。法令改正を受けて両立支援を県内企業に広めていくが、リーディングカンパニーとしての取り組みを心強く感じた。制度も大切だが、担当者が自分事として理解し、社内での推進に取り組んでいることに感激した等の感想を述べられました。（真鍋）

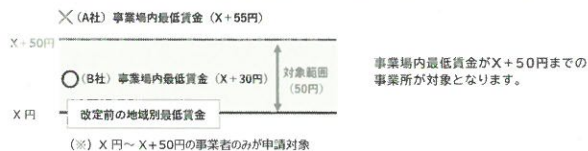
令和7年9月5日より業務改善助成金の対象事業所の範囲が拡充されました

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象



拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



②賃金引上げ後の申請

従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



拡充

賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ結果
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



【お問い合わせ・申請先】愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山労働総合庁舎 5F助成金コーナー

TEL:089-918-0011



「業務改善助成金」
について詳しくは
こちら